

建設工事に係る下請負契約における社会保険等加入対策の推進

高砂市では、適正に法定福利費を負担する建設業者による、公平で健全な競争を目的として、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入対策に取り組んでいます。

この対策を推進するため、令和3年4月1日以後に行う公告、通知等に係る契約で、同日以後に契約を締結するものについては、建設工事において、以下の取組を実施します。

1. 受注者には、全ての下請負人について、社会保険等加入状況を確認し、社会保険等未加入建設業者があるときは、下請負人に対し加入指導を行うことを求めるものとします。
2. 入札に参加する際に提出を求めている「工事費内訳書」に法定福利費の記載を義務化します。

○社会保険等未加入建設業者とは

次に掲げる1～3までのいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項で定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除きます。）をいいます。

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

○上記の届出の義務がない者の例

- 健康保険の適用除外の者
 - 一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主。
 - 年金事務所において健康保険適用除外の承認を受けた常用労働者が5人以上の個人事業主及び法人事業所。

※国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は、新たに協会けんぽに入り直す必要はありません。
- 厚生年金保険の適用除外
 - 一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主
- 雇用保険の適用除外
 - 一人親方や個人事業主、役員のみの方

[問合せ先]

高砂市財務部財務室契約管財課契約係

TEL 079-443-9011（直通）

記載例

工事費内訳書

工事名		〇〇〇〇〇〇〇〇建設工事				消費税抜き金額	***,***,***
設計金額		***,***,***,***円				消費税相当額 10%	**,***,***
内 訳							
記号	名称	品質・形状寸法	数量	単位	単価	金額	適用
I	(直接工事費)						
A			1	式		***,***	
B			1	式		***,***	
	I計					*,***,***	
II	(共通費)						
A-1)	共通仮設費		1	式		***,***	
B)	現場管理費		1	式		***,***	
C)	一般管理費		1	式		***,***	
	II計					*,***,***	
	I + II 合計					*,***,***	
	消費税相当額 (10%)		1	式		***,***	
	総合計					*,***,***	
	うち、法定福利費					***,***	

※法定福利費については、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を記載してください。